

オール・リスク損害保険における損害説再考

山田拓広

- 一 はじめに
- 二 問題の所在
- 三 平成19年判決までの判例等の状況
- 四 平成19年判決について
- 五 平成19年判決以降の裁判例の展開
 - 1 いたずら事例に関するリーディングケース
 - 2 いたずら事例に関する裁判例
 - 3 単独自損事故に関するリーディングケース
 - 4 単独自損事故に関する裁判例
 - 5 その他, 派生的裁判例
- 六 検討
 - 1 緒言
 - 2 盗難に関する平成19年判決の射程
 - 3 外形的事実説の問題点
 - 4 損害説の概要とこれに対する批判
 - 5 盗難事故に固有の問題について
 - 6 損害説による帰結
- 七 おわりに

本稿は、学術的観点からの私見を述べるものであり、所属する法律事務所や個別事件についての依頼者の見解を代表するものではないことを申し添える。

一 はじめに

1 自動車保険契約に基づく車両保険金請求事案において、最高判は、車両の水没事故、車両に対するいたずら事故及び車両の盗難事故に関して、保険事故の発生については、保険契約者または被保険者（以下「保険金請求者」という。）が立証責任を負い、免責事由としての「故意」については、保険者が立証責任を負うものと判断している。⁽¹⁾

上記最高判の判断に基づく立証責任の分配については、少なくとも、車両の水没事故、車両に対するいたずら事故及び車両盗難事故に関しては実務上受け入れられているとみられ、これらの事故に関して、上記最高判判決以降、下級審で保険金請求者において、保険事故発生時において当該事故が被保険者の意思に基づかないという意味での偶然性⁽²⁾⁽³⁾の立証を保険金請求者が負うべきであると判断される

-
- (1) 車両の水没に関し最一小判平成18年6月1日民集60巻5号1887頁、車両に対するいたずらに関し最三小判平成18年6月6日集民220号391頁、車両盗難に関し最三小判平成19年4月17日民集61巻3号1026頁、最一小判平成19年4月23日集民224号171頁等。
- (2) 本稿では、以下、保険事故発生時において当該事故が被保険者の意思に基づかないという意味での偶然性のことを「偶発性」と表現することがある。
- (3) 本稿では、旧商法629条の「偶然ナル一定ノ事故」、保険法2条6号の「一定の偶然な事故」のことを、保険契約成立時において、事故の発生と不発生とがいずれも可能であって、かつそのいずれとも未だ確定していないことをいう、という立場を前提とする。大森忠夫『保険法 [補訂版] (有斐閣, 1985) 61頁, 山下友信『保険法』(有斐閣, 2005) 355頁, 山下友信 = 竹瀆修 = 洲崎博史 = 山本哲生『保険法 [第3版補訂版]』[山本哲生] (有斐閣, 2015年) 97頁。

ケースは見受けられない⁽⁴⁾。

もっとも、保険者が「故意」により事故招致を立証するのは容易ではないため、保険者側の訴訟戦略として、保険金請求者が立証すべき請求原因としての「保険事故」の存在を否認し、保険金請求者に「保険事故の外形的事実」の発生を詳細に主張、立証するように求め、裁判所が事故類型ごとに「保険事故の外形的事実」の内容について判断を示す事例が見受けられる。

例えば、いたずらにより車両が損傷を受けたことに基づき車両保険金が請求された事案に関し、東京高判平成21年11月25日判時2065号156頁(以下「東京高判平成21年判決」ということがある。)は、車両盗難に関する最一小判平成19年4月23日集民224号171頁(以下「平成19年4月23日判決」ということがある。)を引用して、保険金請求者は、いたずらによる損傷の外形的な事実を主張、立証しなければならず、その外形的事実は、「損傷が人為的にされたものであること」及び「損傷が被保険者以外の第三者によって行われたこと」であると判断している⁽⁵⁾。

これは、平成19年4月23日判決が盗難の外形的事実を、「被保険者の占有に係る被保険自動車」が保険金請求者の主張する所在場所に

-
- (4) あくまで車両水没事故、車両に対するいたずら事故及び車両盗難事故に基づく車両保険金請求に関して、である。同じく自動車保険であっても、人身傷害保険については、普通傷害保険契約の約款に関する最二小判判平成13年4月20日集民202号161頁、生命保険契約に付加された災害割増特約に関する最二小判判平成13年4月20日民集55号3号682頁との関係で別途検討が必要と考えられる。
- (5) 同裁判例の「損傷が被保険者以外の第三者によって行われたこと」という要件に対し、学説上反対説が予想されるとするものとして、土岐孝宏「車両いたずら事故の外形的事実の証明」法セミ666号(2010)121頁参照。他方、肯定的な立場と解されるものとして、梅津昭彦「自動車に対するいたずらによる損傷という保険事故の発生を認め、損害保険会社の故意免責が認められなかった事例」損保73巻3号(2011)226頁参照。

置かれていたこと」及び「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」という事実（以下、単に、前者を「所在の要件」、後者を「持ち去りの要件」ということがある。）から構成されると判断したことを踏まえて、いたずら事案に関する保険事故の外形的事実を解釈したものと考えられる。特に、2つ目の要素は、被保険者以外の者による行為であることを求める点で一致している。

また、火災により被保険自動車が損傷したとして車両保険金が請求された事案に関し、名古屋地判平成27年2月3日判時2269号101頁は、車両盗難事例における主張立証責任との対比の見地を理由に、保険金請求者は、「被保険者以外の第三者が被保険自動車を損傷させたこと」という外形的事実を主張立証する責任を負うと判示している。平成19年4月23日判決を引用している点も東京高判平成21年判決と同様である。

他方、自動車を運転中に自損事故を起こしたとして車両保険金が請求された事案に関し、大阪高判平成24年1月13日自保1879号145頁は、最三小判平成19年4月17日民集61巻3号1026頁（以下「平成19年4月17日判決」ということがある。）を引用し、交通事故の外形的事実として、保険金請求者は、「保険金請求者の主張する日時場所において、保険対象車両が走行ないし停止又は駐車していたこと」及び「保険対象車両について、保険金請求者の主張するような交通事故の発生態様によって損傷が生じたこと」を主張立証しなければならないと判断している。

このように、車両盗難に関する平成19年4月17日判決及び平成19年4月23日判決（以下、これらを総称して「平成19年判決」ということがある。）は、他の事故類型、主として車両に対するいたずら事故及び車両単独事故における判断に重大な影響を与えている。

- 2 上記の車両盗難に関する平成19年判決や、下級審裁判例が判断した車両に対するいたずら事故、車両単独事故は、自動車保険におけ

る車両保険金請求の事案である。自動車保険における車両保険金支払条項は、一般に「当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対し、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います」等と規定され⁽⁶⁾、オール・リスク保険に分類される⁽⁷⁾。ここで、オール・リスク保険とは、保険事故の包括性を強め、偶然な事故を包括的に保険事故とするものであり⁽⁸⁾、その趣旨は、保険の効用を高める点および証明の経済性という点に求めることができる⁽⁹⁾。前者は保険者があらゆるリスクを引き受けることで保険保護の範囲を広げ、後者は保険金請求者を証明困難の負担から解放することを意味するものと解される。そしてこの趣旨は、自動車保険における車両保険に対しても及ぶものと考えられる。本稿は、このようなオール・リスク保険の趣旨を前提に以下の点を検討の対象とする。

オール・リスクの車両保険の請求において、保険金請求者が、平成19年判決や上記下級審裁判例が示すような保険事故の外形的事実を主張立証しなければならないというのは上記オール・リス

-
- (6) 自動車保険の解説編集委員会『自動車保険の解説2017』(株)保険毎日新聞社、2017) 174頁参照。
- (7) 山下・前掲注(3) 358頁。東京海上火災保険(株)編『損害保険実務講座 6自動車保険』(有斐閣、1990) 316頁。
- (8) 山下・前掲注(3) 358頁。
- (9) 山下友信「オール・リスク損害保険と保険金請求訴訟における立証責任の分配」川井健=田尾桃二編『転換期の取引法 取引法判例10年の軌跡』(商事法務、2004) 535頁参照。
- (10) Bruck/Möller, Kommentar zum VVG, 8. Aufl., Bd. 1, 1961, § 1 Anm. 31 は、「der Vmer aus Gründen der Beweisökonomie nur den Schadenseintritt zu beweisen hat,」として、保険契約者が損害の発生のみを証明すれば足りることの根拠を「証明経済」に求めている。この点につき、山下前掲注(9) 546頁注(15) 参照。

ク保険の趣旨に反し、保険保護の範囲を狭め、保険金請求者に無用な主張立証の負担を課しているので、平成19年判決は見直されるべきではないか。

平成19年判決は、保険事故概念としての盗難を「占有者の意思に反する第三者による財物の移転をいう」と定義し、同定義から、盗難を被保険者の意思に基づかない事故と捉えているかに見えるが、実際には、判旨はそのように表現をしつつも、盗難事故を被保険者の意思に基づかない事故と捉えるのは、盗難の定義から導かれるのではなく、保険事故概念の中に偶発性（被保険者の意思に基づかない）を含める考え方、すなわち、保険事故は本質的に偶発的でなければならないという前提に立ったうえで、故意の立証責任を転換したのではないか。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾ 仮にそうであれば、「第三者に

- (11) 基本的には、偶然性の立証責任に関する「請求者負担説」の中の、事故事案、盗難事案ともに、保険事故に保険事故発生時において当該事故が被保険者の意思に基づかないという意味の偶然性が含まれるとする見解をベースにして故意の立証責任を転換したものと解される。大阪民事実務研究会編著『保険金請求訴訟の研究』判タ1161号（2004）9頁参照。
- (12) 平成19年4月17日判決の最判解説（高橋讓「最判解民事」平成19年度（上）333頁）は「『盗難』という言葉については、その通常の意味内容として、被保険者の意思に基づかない事故であることが含まれているといえることができる。しかし、この点は、盗難に限らず、平18事故判例で問題になった水没事故にしても引っかけ傷の事故にしても、『保険事故』という限りにおいては、言葉の意味として同様に、被保険者の意思に基づかない事故という意味が含まれているといえるのである。すなわち、上記のいずれの保険事故の場合にも、保険金請求は認容されるためには、被保険者の意思に基づかないことが前提となっているのであって（被保険者の意思に基づく被保険自動車の水没を『水没事故』とはいわない。）盗難の場合にのみ被保険者の意思に基づかないという意味が含まれているわけではない」と指摘するが、すべての事故において被保険者の意思に基づかないことが前提とされているのであれば、偶発性は保険金請求権の発生の要件となるのではないか。しかしこのような考え方はオール・リスク保険の趣旨に反するのではないか。平成19年判決は旧商法641条を根拠に故意の事故招致

よる」という要件は偶発性を推認させる役割を持ち、保険金請求者は外形的事実の立証という名目で実質は偶発性の立証を課されていることになる。この見地からは、前記のいたずら事故に関する東京高判平成21年判決や車両火災に関する名古屋地判平成27年2月3日が「損傷が被保険者以外の第三者によって行われたこと」という要件を課したことも平成19年判決の射程内の判断となる。しかしながら、オール・リスク損害保険において、保険事故概念の中に偶発性を含める考え方は妥当か。

平成19年判決は、オール・リスク損害保険としての車両保険金請求について判断したものであるが、その判断は個別リスクとしての「盗難」を保険事故として限定列挙した盗難保険には及ぶのか。

本稿では、これらの諸点を念頭において、平成19年判決前後の判例の展開を考察し、オール・リスク損害保険契約に基づき保険金を請求する保険金請求者が主張、立証すべき内容について検討する。

二 問題の所在

1 前述のとおり、平成19年判決は、オール・リスク損害保険としての自動車保険における車両保険金請求の盗難事案において、保険金請求者は、盗難の外形的な事実として、所在の要件と持ち去りの要件を主張立証しなければならないと判示した。

この点、損害保険契約において、保険金請求者が主張立証する必要のある事実は何かという問題は、学説上は、主として旧商法629条の「偶然ナル一定ノ事故」にう「偶然」の意義は何かという観点で論じられてきた。

もっとも、ここにいう「偶然」の意義は、前掲注(3)で述べた

を免責事由としているが、「偶発性」を本質的要素と考えるならば、そのような立証責任の分配には疑問が生じる。

とおり、保険契約成立持において、事故の発生と不発生とがいずれも可能であって、かつそのいずれとも未だ確定していないことをいい、被保険者の意思に基づかないという意味での「偶発性」を意味するものではないとの立場が通説である。平成19年判決も判決文において、この通説の立場に立つと述べているかに見える。

しかしながら、「一 はじめに」の2の で述べたとおり、平成19年判決は、判決文で偶然性について通説の立場に立つことを述べながら、他方で、盗難の外形的事実として「占有者の意思に反する第三者による財物の移転」の立証を保険金請求者に課している。これに、最判解説の指摘も踏まえると(前掲注(12)参照)、平成19年判決は、保険事故概念の中に偶発性をも取り入れ、その結果、旧商法629条の「偶然」には通説のいう「偶然性」と非故意性としての「偶発性」の両方の意味があると解釈し、このうち、「偶発性」の立証責任を保険者に転換したものと見ざるを得ない。

そこで、本稿では、平成19年判決は、従来の学説の枠組みとは異なる新たな立場であると理解し、その判断の下級審に対する影響や、オール・リスク損害保険契約において、保険金請求者はいかなる事実を主張・立証しなければならないかについて検討する。

- 2 この点に関する学説は、損害の発生のみを主張立証すれば足りるとする損害説⁽¹³⁾、事故の発生過程の証明までは不要であるが、何らかの fortuitous な事故があったのであり、物事の自然の経過において生じた損害ではないということの証明を請求者に求めるとする事故説⁽¹⁴⁾、盗難事故については、保険金請求者において、被保険者の意思によらない占有の喪失であることをも主張立証しなければならないとする説⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾、盗難事案、事故事案ともに、当該事故が被保険者の

(13) 山下・前掲注(9) 541頁。

(14) 山下・前掲注(9) 542頁参照。

(15) 大阪民事実務研究会編著・前掲注(11) 10頁。

意思に基づかないという意味での偶然性(偶発性)が含まれ、保険金請求者において偶発性を主張立証しなければならないとする説⁽¹⁷⁾、そして、平成19年判決の取る立場、すなわち、保険事故概念には、当該事故が被保険者の意思に基づかないという意味での偶然性(偶発性)が含まれるが、保険金請求者は偶発性の立証責任を負わないとする説がある。

なお、平成19年判決は、一般的には本稿の立場とは異なり、保険事故概念に偶発性を含まないことを前提とする事故説を採用したものと評されている⁽¹⁸⁾。しかし、学説上の事故説は、盗難事故については、外形上は盗難があったといえるだけの事実が発生していることを請求者が証明すれば、請求者は偶然な事故であることの一応の証明をしたことになる、という考え方を念頭におかれているように解されるので、必ずしも、平成19年判決に対する一般的な捉え方が学説上の事故説と一致しているわけではない(この点に鑑み、以下では、学説上の事故説と区別する意味で、平成19年判決の考え方を「外形的事実説」ということがある。)

3 このように、平成19年判決は、従来の学説のいずれとも異なる考え方というべきであるが、後述のとおり平成19年判決は、オール・リスクを担保する自動車保険におけるいたずら事故や単独自損事故類型に対して影響を及ぼしており、現実の訴訟の場面で、いたずら事故については損傷の人為性の要件と第三者性の要件の立証が求め

(16) 奥田隆文 = 西岡繁靖「判批」法の支配144号60頁は、保険金請求者が意思によらずに占有を喪失したことを立証しなければならないことは、盗難の定義からの論理的帰結ということになるとする。

(17) 大阪民事実務研究会編著・前掲注(11)9頁。

(18) 太田晃詳「最判解民事」平成18年度(下)672, 678頁等。

(19) 山下・前掲注(9)545頁, 549頁の注(29)および同論文537頁以降で指摘のBritish & Foreign Marine Insurance co v Gaunt [1921]2A.C. 41.参照)。

られ、単独自損事故では、保険金請求者の主張する日時・場所・態様により損傷が生じた事実の主張立証が求められるという状況を生じさせている。

しかしながら、保険金請求者がここまでの立証を求められるのは、オール・リスク保険の趣旨に反し、過大というべきである⁽²⁰⁾。学説上の事故説の立場でも、事故の発生過程の証明までは不要で、物事の自然の経過において生じた損害ではないということの証明で足りるのであり、上記のようないたずら事故や単独自損事故において保険金請求者が求められる主張立証は不要である。

さらに、平成19年判決に対しては、外形的事実の内容が不明確であるとの指摘⁽²¹⁾、第三者による持ち去りの要件を課すことは、保険金請求者に故意でないことの立証責任を負わせたに等しいといった批判⁽²²⁾が寄せられている。

平成19年判決から10年余が経過し、下級審における裁判例の状況からして、上記の指摘に基づく問題は現実化しているといえることができる。

そして、「一 はじめに」で述べたように、盗難事案で第三者による持ち去りを保険金請求者が主張立証しなければならないとする考え方や、後述するいたずら事案で第三者性の要件を要するとする考え方や、単独事案で保険金請求者の主張する日時・場所・態様により損傷が生じた事実を主張立証すべきとする考え方には、意識的か無意識かに関わらず、「保険事故は本質的に偶発的でなければならない」との前提が存在しているものと考えられる。

(20) 「保険金請求者が最三小判平19・4・17のいう外形的な事実を主張、立証するために過重な負担を強いられるおそれも考えられる」と指摘するものとして、栗田和彦「判批」リマークス35号(2007)103頁。

(21) 山下・前掲注(9)546頁、伊勢田道仁「車両盗難保険の立証責任に関する二つの最高裁判決」法と政治59巻2号(2008年)631頁。

(22) 山野嘉朗「判批」判時1987号(判評588号)(2008)207頁。

平成19年判決から導かれるこの考え方は、故意の事故招致の立証責任を形式的には保険者に分配しつつ、請求原因レベルで保険金請求者に詳細な保険事故の主張立証をさせることで、実質的に故意か否かの判断を行っている疑いがある。

このような判断方法は結局のところ、保険金請求者は何を主張立証すれば良いかが明らかでなく、過大な主張立証を課される危険もあり妥当でなく、「保険事故は本質的に偶発的でなければならない」との前提も妥当とは思われない。この点が問題の所在であり、この問題を克服するために改めて損害説を見直すべきと考える。

三 平成19年判決までの判例の状況

- 1 平成19年判決は車両盗難に関して車両保険金が請求された2件の最高裁判決であり、前述のとおり、保険事故の発生については保険金請求者が立証責任を負い、免責事由としての「故意」については保険者が立証責任を負うものと判断している。

故意の立証責任に関する平成19年判決以前の最高裁判決を概観すれば、保険金請求者が偶発性の立証責任を負うと判断したものとして、普通傷害保険契約の約款に関する最二小判判平成13年4月20日集民202号161頁、生命保険契約に付加された災害割増特約に関する最二小判判平成13年4月20日民集55号3号682頁がある。

他方、保険者が故意の立証責任を負うと判断したものとして、火災保険契約に関する最二小判平成16年12月13日民集58巻9号2419頁、車両の水没に関する最一小判平成18年6月1日民集60巻5号1887頁、車両に対するいたずらに関する最三小判平成18年6月6日集民220号391頁、テナント総合普通保険約款に基づく火災による事故に関する最一小判平成18年9月14日集民221号185頁がある。

このうち、前者の保険金請求者が偶発性の立証責任を負うと判断した2件は傷害保険に関する判断であり、本稿で検討の対象として

いる損害保険とは異なるため紹介に留めるものとする。後者の最高判判決はいずれも損害保険に関するものであり、すべて保険者が故意の立証責任を負うと判断しているが、盗難に関しては、平成19年以前には最高判判決はない状況であった。

2 他方、盗難に関する下級審判決は、保険金請求者において偶発性の立証責任を負うと判断したのものとして、大阪高判平成15年8月27日自保1543号7頁、名古屋高判平成16年4月27日自保1553号7頁、名古屋高判平成16年10月27日自保1566号2頁、東京高判平成17年5月10日自保1592号2頁、保険金請求者において偶発性の立証責任を負うが、一定の事由があれば盗難の発生が事実上推認されると判断したのものとして、京都地判平成12年10月24日判タ1093号287頁、大阪高判平成15年7月31日自保1543号2頁、大阪高判平成18年1月27日(平成17年(ネ)第1727号)、保険者が故意の立証責任を負うと判断したのものとして、大阪高判平成18年6月29日判時1969号136頁、東京高判平成18年9月26日判時1958号164頁等⁽²³⁾がある。

3 以上のとおり、平成19年判決以前の損害保険に関する最高判判決は、火災保険、車両保険(いたずら事故)、車両保険(車両の水没)、テナント総合保険(火災)のいずれについても保険者が故意の立証責任を負うと判断しているが、それにも関わらず、車両保険における盗難事故に関する下級審裁判例は判断が分かれている状況であった。

このような流れのなかで出されたのが次にみる平成19年判決である。

四 平成19年判決について

1 最三小判平成19年4月17日民集61巻3号1026頁(原審:福岡高判平成18年2月23日金融・商事判例1267号33頁)

(23) 以上の裁判例および分類方法は、高橋前掲注(12)327頁以降から引用させて頂いた。

(1) 事案の概要

ア 事実関係

本件は、保険金請求者が、保険者に対し、家庭用総合自動車保険契約に基づき、保険対象車両（トヨタセルシオ。以下「本件車両」という。）が盗難されたとして車両保険金450万円を請求した事案である。保険金請求者は、平成14年10月12日午後1時頃、肩書住所地のマンション1階にある駐車場に本件車両を駐車した状態で同日午後4時発の便でフィリピンに出国し、同月22日午後3時頃に帰国した。本件車両は、保険金請求者が出国中の平成14年10月12日午後7時21分頃、何者かにより持ち去られ、その様子は防犯ビデオにより撮影されていた。

イ 原審の判断

原審は、保険金請求者は、被保険自動車の盗難その他偶然的な事故の発生を主張、立証すべきであるが、本件の具体的事情からは、本件車両を持ち去った人物が保険金請求者と全く無関係の第三者としてこれを窃取したものではなく、保険金請求者と意を通じていたのではないかとの疑念を払拭できず、本件持ち去りが盗難その他の偶然的な事故によるものであることを証明するに至っていない、との理由で保険金請求者の請求を棄却すべきものとした。

(2) 判旨

破棄・差し戻し。

「商法629条が損害保険契約の保険事故を『偶然ナル一定ノ事故』と規定したのは、損害保険契約は保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補することを約束するものであり、保険契約成立時において保険事故が発生すること又は発生しないことが確定している場合には、保険契約が成立しないということを明

らかにしたものと解すべきである。同法641条は、保険契約者又は被保険者の悪意又は重過失によって生じた損害については、保険者はこれをてん補する責任を有しない旨規定しているが、これは、保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。本件条項1は、『衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故』及び『被保険自動車の盗難』を保険事故として規定しているが、これは、保険契約成立時に発生するかどうかが不確定な事故を『被保険自動車の盗難』も含めてすべて保険事故とすることを明らかにしたもので、商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したものというべきである。そして、本件条項2は、保険契約者、被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを、同法641条と同様に免責事由として規定したものというべきである。「そして、一般に盗難とは、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転であると解することができるが、上記のとおり、被保険自動車の盗難という保険事故が保険契約者、被保険者等の意思に基づいて発生したことは、本件条項2により保険者において免責事由として主張、立証すべき事項であるから、被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして本件条項1に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、『被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと』という外形的な事実を主張、立証すれば足り、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負わないというべきである。」「原審は、本件条項1に基づいて車両保険金の支払を請

求する者は被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることにつき主張立証責任を負うと解した上、本件においてはその証明がないとして、上告人の被上告人に対する請求を棄却したものである。しかし、前記事実関係によれば、被保険者である上告人以外の者が本件車両をその所在場所から持ち去ったことは明らかになっているというべきであるから、保険事故の発生が立証されていないとして上告人の請求を棄却することはできない。」

- 2 最一小判平成19年4月23日集民224号171頁（原審：大阪高判平成17年6月2日金融・商事判例1267号44頁）

(1) 事案の概要

ア 事実関係

本件は、保険金請求者が、保険者に対し、一般自動車総合保険契約に基づき、保険対象車両（平成8年に新車登録された三菱パジェロ。以下「本件車両」という。）が盗難されたとして車両保険金240万円を請求した事案である。保険金請求者は、平成14年5月22日午後0時頃から同日午後1時40分頃までの間に、ショッピングセンター5階屋上駐車場に本件車両を駐車していたところ盗難被害に遭った旨の盗難届を警察に提出した。保険金請求者は、当時1000万円以上の負債があり、平成10年6月には自己の工場内に鍵を付けた状態で駐車中の車両を盗まれたとして車両保険金を受領した事案で詐欺罪の有罪判決を受けたことがある。保険者は、被害申告の信ぴょう性に乏しく、偶然性に疑問があるとして約款上の保険事故に該当しないとして保険金の支払いを拒否した。

イ 原審の判断

原審は、車両の盗難は、通例、所有者の不知の間に秘密裏に行われ、多くの場合、その痕跡を残さないものであるから、そ

の立証の程度は、外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況が立証されれば、盗難事故であることが事実上推定され、その推定を覆すには、保険者の側で保険金請求者の意思に基づき発生したと疑うべき事情を立証しなければならないところ、本件では矛盾の無い状況が立証され、保険金請求者の意思に基づき発生したと疑うべき事情は立証されていないから、本件事故は盗難に該当するとして請求を認容した。

(2) 判旨

破棄・差し戻し (なお、前記平成19年4月17日判決と重複する部分は省略)。

「被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負うものではない。しかしながら、上記主張立証責任の分配によっても、上記保険金請求者は、『被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと』という盗難の外形的な事実を主張、立証する責任を免れるものではない。そして、その外形的な事実は、『被保険者の占有に係る被保険自動車が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと』及び『保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと』という事実から構成されるものというべきである。」「原審は、本件保険契約に基づいて車両損害保険金を請求する者は保険事故の偶発性を含めて盗難が発生した事実を主張、立証すべき責任を負うとする一方、『外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況』が立証されれば、盗難の事実が事実上推定されるとした上、本件では、上記『矛盾のない状況』が立証されているので、盗難の事実が推定されている。しかしながら、上記保険金請求者は、盗難という保険

事故の発生としてその外形的な事実を立証しなければならないところ、単に上記『矛盾のない状況』を立証するだけでは、盗難の外形的な事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証したことになることは明らかである。したがって、上記『矛盾のない状況』が立証されているので盗難の事実が推定されるとした原審の判断は、「主張立証責任の分配に実質的に反するものというべきである。」

(3) 検討

上記2件の判決は後述のとおり、保険金請求者が主張、立証すべき保険事故の内容について外形的事実説を採用したものと評されている。その当否については後に検討することとし、ここでは両判決の内容について確認する。

まず、前者の平成19年4月17日判決は、原審が保険金請求者において偶発性の主張立証をしなければならないと判示した点を否定したうえで、防犯ビデオの映像により第三者による持ち去りは明らかであるとして本件事故の発生を認め、当該持ち去りが保険金請求者の意思に基づくものであるか否かを審理するために原審に差し戻した。原審の採用した保険金請求者が偶発性の立証責任を負うと解した場合、保険者は種々の間接事実により偶発性に疑問を差し挟めば請求原因不存在となり請求は棄却されるが、最高裁のように保険者が故意の立証責任を負うと解せば保険者は疑問を差し挟むだけでは足りないこととなり、反対の結論が導かれる。

後者の平成19年4月23日も基本的に前者と同じ判断枠組みであるが、平成19年4月17日を一步すすめて、盗難の外形的事実を「被保険者の占有に係る被保険自動車は保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」及び「保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」と詳細に定義している。また、原審のいう「外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて

矛盾のない状況」を立証するだけでは盗難の外形的な事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証したことにならないとして、盗難の外形的事実の審理のため原審に差し戻した。こちらの原審は保険金請求者が偶発性の主張立証責任も負っていることを前提に、その立証の負担を軽減するために「矛盾のない状況」の立証により盗難が事実上推定されると判断するもので、これは前述の下級審の流れ（保険金請求者において偶発性の立証責任を負うが、一定の事由があれば盗難の発生が事実上推認されると判断したもの）を汲むものであるが、本最高裁判決により形式的には否定された。

以上のとおり、他の事案（いたずら、水没、火災等）と同様、盗難に関しても故意の立証責任は保険者が負うとの判断が統一されたが、次にみるとおり、平成19年判決が示した盗難に関する「外形的な事実」の解釈が他の事故類型にも影響を及ぼしている。

五 平成19年判決以降の裁判例の展開

前記一において、車両に対するいたずら事故、車両火災事故、車両単独事故に関する下級審裁判例を指摘したが、車両に対するいたずらと車両火災の事案は、いずれも保険金請求者において、第三者が被保険自動車に損傷を加えたものであると主張している事故類型であり、被保険自動車に生じた損傷の発生原因（いたずらなのか火災なのか）に違いがあるに過ぎず、同一類型とみることが可能である。他方、車両の単独事故事案については、被保険者自身が運転して事故が起こり、被保険自動車が損傷したというケースであり、第三者の行為に起因する事故類型ではない。以下では、上記2つの事故類型毎に裁判例を整理し、平成19年判決の影響の有無について検討する。

1 いたずら事例に関するリーディングケース

いたずら事故に関するリーディングケースとしては、最三小判平成18年6月6日集民220号391頁があるので、まず初めに同判決につ

いて概観する。

(1) 事実関係

本件は、保険金請求者が、平成15年7月10日頃、保険対象車両の前後部、両側面に引っかき傷がつけられたとして、保険者に対し、自動車保険契約に基づき車両保険金を請求した事案である。

(2) 原審の判断

原審は、最二小判平成13年4月20日民集55巻3号682頁を引用して、本件自動車保険契約に基づき車両保険金の支払を請求する者は、「発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、本件条項に基づく車両保険金の支払事由は『偶然な事故』とされているのであるから、発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。」と判示し、保険金請求者の請求を棄却すべきものと判断した。

(3) 判旨

「商法629条が損害保険契約の保険事故を『偶然ナル一定ノ事故』と規定したのは、損害保険契約は保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補することを約束するものであり、保険契約成立時において保険事故が発生すること又は発生しないことが確定している場合には、保険契約が成立しないということを明らかにしたものと解すべきである。同方641条は、保険契約者又は被保険者の悪意又は重過失によって生じた損害については、保険者はこれをてん補する責任を有しない旨規定しているが、これは、保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者又は被保険

者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。本件条項は、『衝突，接触，墜落，転覆，物の飛来，物の落下，火災，爆発，盗難，台風，こう水，高潮その他偶然な事故』を保険事故として規定しているが，これは，保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので，商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したものであり，他方，前記約款第4章第1節第3条の条項は，保険契約者，被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを，同法641条と同様に免責事由として規定したものである。本件条項にいう『偶然な事故』を，同法629条にいう『偶然ナル』事故とは異なり，保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない。したがって，車両の表面に傷が付けられたことが保険事故に該当するとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は，事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張，立証すべき責任を負わないというべきである。原審の引用する前記平成13年4月20日第二小法廷判決は，傷害保険についてのものであり，本件とは事案を異にする。」

(4) 検討

本判決は，保険対象車両がいたずら被害にあったとして，自動車保険契約に基づく車両保険金が請求された事案において，傷害保険に関する最二小判平成13年4月20日民集55巻3号682頁を引用して保険金請求者に偶発性の立証責任があると判示した原審を破棄し，偶然性の意義を，保険契約成立時に発生するかどうか不確定なこととし，偶発性を意味するものではないとして通説と同様の見解を採用した点および傷害保険に関する平成13年判決の

射程は及ばないとした点に意義がある。ただし、平成19年判決のように「いたずら」の外形的事実について判示しておらず、「いたずら」概念は、平成19年判決の影響を受けた下級審の展開により独自に形成されている。

2 いたずら事例に関する裁判例

- (1) 平成19年判決以降に判決が出されたいたずら事例に関する裁判例で、公刊物等を概観したところ、前述した東京高判平成21年11月25日判時2065号156頁及び名古屋地判平成27年2月3日判時2269号101頁を含めて、26件の裁判例を確認できた。これらはいずれもオール・リスク損害保険としての自動車保険に関する事案である。そのうち、17件は、東京高判平成21年11月25日判時2065号156頁と同様、いたずらによる損傷の外形的事実として、「損傷が人為的にされたものであること」、「損傷が被保険者以外の第三者によって行われたこと」を要するとしている（以下では、「損傷が人為的にされたものであること」については、「人為性の要件」ということがあり、「損傷が被保険者以外の第三者によって行われたこと」については、「第三者性の要件」ということがある。）。

その17件は、[1]東京地判平成21年4月17日交民42巻6号1442頁，[2]東京高判平成21年11月25日判時2065号156頁，[3]東京地判平成22年7月5日自保1829号79頁，[4]名古屋地判平成22年12月27日自保1841号73頁，[5]横浜地判平成23年1月19日自保1844号159頁，[6]千葉地判平成23年3月29日自保1847号146頁，[7]名古屋地判岡崎支部平成23年11月24日自保1889号147頁，[8]名古屋地判岡崎支部平成24年1月26日自保1873号173頁，[9]東京地判平成24年3月28日自保1884号157頁，[10]札幌地判平成25年3月13日交民46巻2号367頁，[11]名古屋地判一宮支部平成25年3月29日自保1902号163頁，[12]名古屋地判平成25年5月29日自保1906号

173頁, [13]名古屋地判平成27年2月3日判時2269号101頁, [14]東京地判平成27年9月4日(平成26年(ワ)17132号保険金請求事件), [15]大阪高判平成28年2月5日自保1978号168号, [16]名古屋高判平成28年6月24日自保1980号167頁, [17]東京地判平成29年10月26日であり, 以下, 各番号にしたがい裁判例を引用する⁽²⁴⁾。

(2) 人為性の要件及び第三者性の要件を要するとする裁判例

人為性の要件及び第三者性の要件が必要な理由については, 最初にいたずらの外形的事実を定義した上記 [2] の裁判例が, 「いたずらとは, 一般に無益で悪いたわむれのことであり, 本件に則していえば, 所有者の意思に反する第三者による車両への損傷行為をいうものと解することができる」と判断しているが, それ以外の裁判例では特段の説明はなされていないものが多い。ただし, 上記17件のうち[13], [14]の裁判例は理由付けがなされているため, 以下, 概観する。

ア [13]名古屋地判平成27年2月3日

(ア) 事案の概要

本判決は, 被保険車両が駐車中に放火されて全焼したとして車両保険金等を請求した事案である。

(イ) 判旨

「被保険自動車の盗難による保険金請求の事例における主張立証責任との対比の見地からすれば, 当該自動車が損傷したような事例においても, 保険金請求者は, 被保険者以外の第三者が被保険自動車を損傷させたことという第三者による損傷の外形的な事実を主張, 立証する責任を負う, と述べ, 第三者性の要件を必要とする理由を, 盗難事

(24) 車両の損傷事故に関する裁判で重視されている間接事実を分析するものとして, 岡田豊基「車両の損傷事故・盗難事故において裁判所が求める立証事実」損保80巻1号(2018)24~29頁。

案との「対比の見地」と述べている。

(ウ) 検討

対比の見地という言葉は曖昧であるが、おそらく、盗難が被保険者の意思に基づかない占有の移転であることから、いたずらにおいても被保険者の意思に基づかない損傷の発生を前提にしているものと解される。この考えは、上記[2]の裁判例にも顕れているが、盗難といたずらを同様に考えることはできないというべきである。すなわち、盗難は、本質的に、被保険者の意思に反する占有の移転があって初めて「盗難」に該当することになるが、被保険者の意思に基づいて盗難が発生した事実は免責事由として保険者が主張立証すべきであるから、「意思に反して」という主観部分を請求原因から取り除いた結果、客観的事実として第三者性の要件が必要になったものと解される。しかし、「いたずら」は盗難と異なり、被保険者の意思に基づく場合（自己の所有物の損壊等。例えば、かっとなって自分の車を故意に傷つけた場合等を想起されたい。）であっても保険事故には該当するのであり、本質的に被保険者の意思に反することが必要となるわけではない。したがって、盗難といたずらとでは、対比の前提を欠くと思われるため、この理由付けには疑問がある。さらに本判決は、第三者性の要件が立証されたか否かは、「上記焼損がされたと考えられる時刻における焼損直前・直後の焼損現場の状況、焼損の手口・方法、被保険者のアリバイの有無、焼損当時の被保険自動車の状況等に関する間接事実等を総合的に考察してこれを判断すべき」とも述べているが、ここで指摘されている間接事実は被保険者の故意を推認させるための間接事実ともほぼ重なるものであり、第三者性の要件が認定

できない場合に請求が棄却されるという結論は、被保険者に故意ではないことの立証を課したのと同義ともいえ、この点にも疑問がある。

イ [14]東京地判平成27年9月4日

(ア) 事案の概要

本件は、路上に駐車されていた被保険車両の全面にスプレー塗料が吹き付けられ、ヘッドライト及びフロントガラスが割られたとして車両保険金が請求された事案である。

(イ) 判旨

「一般にいたずらとは車両所有者の意思に反して第三者によりされた車両の損傷と理解される」「いたずらによる被保険車両の損傷という保険事故が保険契約者・被保険者・保険金を受け取るべき者（以下「被保険者等」という。）の故意又は重過失に基づいて発生したことは、保険者が免責事由として主張、立証すべき事項である」「保険金の支払を請求する者は、いたずらが被保険者等の意思に基づかないものであるという主観的事情を除く、いたずらによる被保険車両の損傷があったという外形的事実を主張、立証する責任を負う」

(ウ) 検討

本判決も人為性の要件と第三者性の要件が必要であると述べる。理由についても、前記 [2] 及び [13] と同様、「いたずら」概念が盗難と同様に本質的に意思に反する車両の損壊と捉えている点に疑問がある。

(3) 第三者性の要件を不要とする裁判例

他方、26件中9件は、上記と異なり、いたずらの外形的事実として、第三者性の要件は不要としている。

その9件は、[18]千葉地判平成20年12月22日判時2057号

142頁, [19]東京地判平成24年3月27日判夕1387号275頁, [20]名古屋高判平成24年5月29日自保1889号135頁, [21]大阪地判平成24年11月30日判時2177号123頁, [22]東京地判平成25年9月2日, [23]東京地判平成25年9月27日, [24]大阪地判平成27年8月7日自保1978号176頁, [25]名古屋地判平成28年12月15日自保1994号154頁, [26]広島地判平成29年8月18日自保2011号133頁であり, 以下, 具体的な理由付けが述べられている[18], [20], [25]の裁判例について概観する(番号は, 前述の裁判例からの続きの番号を付している。)

ア [18]千葉地判平成20年12月22日

(ア) 事案の概要

本件は月極め駐車場に駐車中の被保険車両が, 運転席ドアをこじ開けられ, 車内に消火器を散布され, 車載物の盗難にあったとして車両保険金等が請求された事案である。

(イ) 判旨

「外形的に車両が悪戯により損傷されたことを認めうる程度に日時, 場所, 態様などを特定した事実を主張立証すれば足りる」「原告以外の第三者によって悪戯をされたことを保険金請求者である原告の主張立証責任であるとすることは, 本件保険の車両保険条項が, 保険事故を限定せず, すべてのリスクを担保して, 保険契約者の保険の効用を高めようとした趣旨に反するものであること, また, 本件免責条項が『保険契約者などの故意によって保険事故を発生させたこと』を免責事由として定め, 同事由が被告の主張立証に属する抗弁事由と解されること, かつ, その内容が第三者による事故発生事実と表裏をなすものであることに鑑みると相当ではない」

(ウ) 検討

本判決は、車両保険がオール・リスク保険であること及び第三者による事故発生の事実の立証は故意による事故招致でないことの立証と同義であることの2点を理由に第三者性の要件を不要とするが、オール・リスク保険であることを根拠にするのであれば、「外形的に車両が悪戯により損傷されたことを認めうる程度に日時、場所、態様などを特定した事実」との点、すなわち、いたずらによる損傷の事実の主張、立証も不要とするのが一貫するといえるであろう。

イ [20]名古屋高判平成24年5月29日

(ア) 事案の概要

本件は、被保険車両が空き地に駐車中に損壊され、消火剤を散布されたとして車両保険金が請求された事案である。

(イ) 判旨

「保険金請求者は、保険事故に関する請求原因として、保険事故である被保険自動車の損傷発生の事案を主張立証すれば足り」る、「『盗難』は、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転であり、その概念自体に第三者の行為によるものであることが含まれるため、保険事故についての請求原因事実として、第三者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその占有場所から持ち去ったことの主張立証が必要であるが、『衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故』の概念自体に第三者の行為によるものであることは含まれないから、車両損傷事案においては、被保険者において、被保険者以外の者が被保険自動車を損傷したことの主張立証責任を負うものではない」

(ウ) 検討

本判決の理由付けは、著者が前記 [13] の裁判例の部分で指摘した「盗難」概念と「いたずら」概念を同視することはできないという点と同趣旨と解される。また、約款に記載のない「いたずら」という言葉も使用しておらず、その点でも適切というべきである。もっとも、「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故」という保険事故概念の解釈を出発点とする前提については、果たしてそのような前提に立つことがオール・リスク保険の性質上適切かについては検討を要する。また、本判決は、保険事故概念の解釈を前提にしつつ、「保険事故である被保険自動車の損傷発生の事案を主張立証すれば足り」とも述べているが、被保険自動車の損傷の発生の事実のみを主張立証すれば足りるのであれば、例示列挙された保険事故概念該当性を認定する必要もないと考えるのが一貫すると解される。

ウ [25]名古屋地判平成28年12月15日

(ア) 事案の概要

本件は資材置き場として利用していた土場に駐車中の被保険車両の車両内部に消火剤を散布されとして車両保険金を請求した事案である。

(イ) 判旨

「被告は、保険金請求者が 1 損傷が人為的にされたものであること、 2 損傷が被保険者以外の第三者によって行われたことについて主張立証責任を負う旨主張する。しかし、被告の上記主張のうち、保険金請求者が 2 の主張立証責任を負うという点は、本件免責条項が被保険者等の故意によって生じた損害に対しては保険金を支払わな

いと定め」「保険者において事故が被保険者等の故意によって発生したことを抗弁として主張立証すべきであり、保険金請求者は事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張立証責任を負わないと解されるにもかかわらず」「保険金請求者に反対事実を請求原因事実として主張立証させるにほぼ等しいといわざるを得ない。そもそも、本件支払条項は、『衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって本件自動車に生じた損害及び本件自動車の盗難による損害』に対して保険金を支払う旨規定しており」「本件自動車に生じた損害についてその原因等を限定していないこと、『盗難』は『占有者の意に反する第三者による財物の占有移転』を意味し、第三者によって行われることがその概念に含まれているのに対し、損傷については必ずしもそのようにはいえないことからすると、保険金請求者は上記 2 について主張立証責任を負わないと解するのが相当である」「本件自動車に対し、人為的に損傷行為がされたことは明らかであるから、外形的に保険事故の発生が認められる。」

(ウ) 検討

第三者による事故発生の実事の立証は故意による事故招致でないことの立証を課すのとほぼ等しいこと、「盗難」概念と「いたずら」概念を同視することはできないことを理由としているが、[20] の裁判例の部分で述べた通り、「いたずら」という保険事故概念の解釈を出発点にするこの適否について検討を要する。人為性を必要とするとの判断も、「いたずら」概念の定義に由来しており、その必要性については同様に検討を要する。

(4) いたずら事例に関する小括

以上みてきた通り、いたずら事例に関する裁判例の流れは、大きく、人為性の要件及び第三者性の要件を要するとする裁判例と、第三者性の要件は不要とする裁判例に分けることができる。そして、第三者性の要件を不要とする裁判例については、さらに、人為性の要件も不要とするものと(裁判例 [20])、人為性の要件は必要とするものに分けることができる(裁判例 [18], [25])。

これらの裁判例の流れから、例示列挙された「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故」という保険事故概念の解釈を出発点にするという前提の妥当性が問題であるということができる。さらには、例示列挙すらされていない「いたずら」という概念を設定してその解釈を行うことの妥当性も問題である。オール・リスク保険において、このような約款に例示列挙された保険事故概念(もしくは例示されていない独自の概念)の該当性を満たさなければ保険金請求権の発生を認められないということには大いに疑問がある。

また、第三者性の要件を要するとする考え方は、前記の裁判例でも指摘されている通り、故意による事故招致でないことの立証を課すのとほぼ等しく、「いたずら」という保険事故の主張立証の場面で故意の事故招致に関する判断を行っていることに他ならないというべきであろう。このような判断の背景には、保険事故は本質的に偶発的でなければならない(被保険者の意思に反する損害の発生)という前提が存在しているものと考えられ、故意による事故招致の主張立証責任の所在を実質的に変更しているものと考えられる。

3 単独自損事故に関するリーディングケース

前記の通り、車両の単独事故事案については、被保険者自身が運転して事故が起こり、被保険自動車に損傷したというケースであり、

盗難事例やいたずら事例とは異なり、第三者の行為に起因する事故類型ではない。単独事故の事案では、最一小判平成18年6月1日民集60巻5号1887頁がリーディングケースであるため、まずは同判決を概観する。

(1) 事実関係

本件は、平成13年10月29日午前11時50分ころ、福井県所在のマリナーにおいて、保険対象車両が海中に水没する事故が発生したとして、自動車保険契約に基づき、車両保険金（普通乗用自動車、シボレーキャンピング車、車両保険金額を245万円）が請求された事案である。

(2) 原審の判断

原審は、火災保険に関する最二小判平成16年12月13日民集58巻9号2419頁を引用して、火災保険約款の場合には、火災発生の偶然性は要件として規定されていないが、本件自動車保険約款における車両保険の約款には「偶然な事故」との条項があること、また、実質的にも火災事故の立証の困難性は自動車事故のそれとは著しく異なること等を理由に、車両保険金の支払を請求する者は、事故が偶然のものであることを主張、立証すべきであるが、本件では保険金請求権の請求原因事実の立証がない、として請求を棄却した。

(3) 判旨

「商法629条が損害保険契約の保険事故を『偶然ナル一定ノ事故』と規定したのは、損害保険契約は保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補することを約束するものであり、保険契約成立時において保険事故が発生すること又は発生しないことが確定している場合には、保険契約が成立しないということを明らかにしたものと解すべきである。同法641条は、保険契約者又は被保険者の

悪意又は重過失によって生じた損害については、保険者はこれをしてん補する責任を有しない旨規定しているが、これは、保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由として規定したものと解される。本件条項は、『衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故』を保険事故として規定しているが、これは、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したものである。本件条項にいう『偶然な事故』を、商法の上記規定にいう『偶然ナル』事故とは異なり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない。原審が判示するように火災保険契約と車両保険契約とで事故原因の立証の困難性が著しく異なるともいえない。したがって、車両の水没が保険事故に該当するとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わないというべきである。」

(4) 検討

本判決は、単独事故により保険対象車両が水没したとして、自動車保険契約に基づく車両保険金が請求された事案において、火災保険に関する最二小判平成16年12月13日民集58巻9号2419頁を参照して火災事故との違いを根拠に車両保険金の請求者には偶発性の立証責任があると判示した原審を破棄し、偶然性の意義を、保険契約成立時に発生するかどうか不確定なこととし、偶発性を意味するものではないとして通説と同様の見解を採用した点に

意義がある。ただし、平成19年判決のように単独事故としての外形的事実について判示しておらず、事故概念は、「いたずら」概念同様、平成19年判決の影響を受けた下級審の展開により独自に形成されている。

なお、判旨は「原審が判示するように火災保険契約と車両保険契約とで事故原因の立証の困難性が著しく異なるともいえない。」とわざわざ言及していることから、立証の困難性によっては保険金請求者が偶発性の立証責任を負う可能性があることを示唆しているようにも見えるが、例外を許容する場合の「特段の事情がない限り」といった留保もないため、この点に関する考え方ははっきりしない。

4 単独事故に関する裁判例

- (1) この類型の事案は多数存在するものと思われるが、保険事故該当性、または、故意免責が争点になった事例で、平成19年判決以降のもので、公刊物で確認できるもののうち、注目すべきものとして、[1]大阪高判平成24年1月13日自保1879号145頁、[2]名古屋地判平成25年9月26日交民46巻5号1313号、[3]名古屋地判平成26年3月28日自保1923号152頁、[4]大阪地判平成25年10月29日自保1925号180頁、[5]名古屋地判平成25年11月22日自保1928号154頁、[6]名古屋高判平成26年12月4日自保1941号182頁、[7]名古屋地判平成26年12月5日自保1951号180頁、[8]名古屋高判平成27年4月8日自保1951号169頁、[9]名古屋地判平成27年5月13日自保1955号132頁、[10]東京地判平成27年9月16日、[11]京都地判平成27年9月30日自保1960号160頁、[12]名古屋地判平成28年2月17日自保1972号173頁、[13]名古屋地判平成28年4月18日自保1983号179頁、[14]津地判平成29年7月14日自保2010号156頁を指摘することができる。これらはいずれもオール・リスク損害保険としての自動車保険契約に基づく請求に関する事例である。

- (2) 以下では、特徴的な理由付けがなされた事案として、[1]、[9]、[10]、[12]の裁判例を概観する。

ア [1]大阪高判平成24年1月13日

(ア) 事案の概要

本件は、公道上における単独自損事故であるところ、事故現場には損傷した被保険車両が存在し、警察官が臨場した事実がある。

(イ) 判旨

「交通事故等は、前記認定説示のとおり、保険契約の成立時において発生するか否かはもとより、仮に発生するとしても、その時間、場所、態様等については何ら確定していないのであるから、交通事故等が発生したとして車両保険金の支払いを請求しようとする者は、当該交通事故が被保険者の意思に基づかないことまでは主張立証責任を負うものではないとしても、当該交通事故が発生したことの外形的事実については主張立証責任を負うものというべきである（最高判平成19年4月17日第三小法廷判決・民集61巻3号1026頁参照）。そして、上記のような外形的事実は、『保険金請求者の主張する日時場所において、保険対象車両が走行ないし停止又は駐車していたこと』及び『保険対象車両について、保険金請求者の主張するような交通事故の発生態様によって損傷が生じたこと』の各事実によって構成されるものであることからすると、これらの各事実については、合理的な疑いを超える程度にまで立証されなければならないものと解するのが相当である（最高判平成19年4月23日第一小法廷判決・裁判所時報1434号7頁参照）」

(ウ) 検討

本判決は、平成19年判決を引用して、単独自損事故の事

案において、交通事故の外形的事実について判断を示した点に特徴があるが、判決のいう「交通事故が発生したこと」の外形的事実(以下「交通事故の外形的事実」という。)という概念及びその構成要素が導かれた理由については述べられていない。保険約款上に例示列挙された「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故」のうち、「衝突」または「接触」の解釈を行ったとも考えうるが、判然としない。また、保険金請求者の主張する「事故の発生態様」の立証を求めているが、保険金請求権発生のための要件が、保険金請求者の主張により設定されることになり不自然というべきである。

イ [9]名古屋地判平成27年5月13日

(7) 事案の概要

本件は、公道上を走行中に飛び出してきた自転車を避けようとして橋柱等に衝突する単独事故が発生したとして、車両共済金及び人身傷害共済金が請求された事案である。

(1) 判旨

「原告車両が本件事故現場付近の橋親柱等に衝突した事故が存在したことについては、直後に撮影された写真や、原告車両の損傷状況、原告が事故直後とされる時期に病院に救急搬送されていることなどからして認められる」と認定しつつ、原告の主張と車両や現場の損傷状況が整合しないことや、原告に不正請求の動機や利得性があったことを踏まえて、「本件事故が偶然の事故であったと認めるには疑問が残り、むしろ、本件事故は、原告が故意に惹起したものと認めるのが相当である」「そうすると、原告の人身傷害補償条項にかかる共済金請求については、事故の偶然

性が認められず、原告のその余の共済金請求及び参加人の被告に対する請求については、被告の免責の抗弁が認められるから、いずれも理由がない。」

(ウ) 検討

本判決は車両の損傷状況や写真等から事故発生的事实を認定しており、前記裁判例 [1] と異なり、保険金請求者の主張するような事故の外形的事実の立証を求めるものではない。事故発生的事实を客観的に認定した上で、車両共済金の請求については故意免責を適用しているが、人身傷害の部分については、事故の偶然性が認められないと判断している。これは、故意免責の抗弁を認めたのではなく、請求原因としての偶発性（非故意性）の存在を否定したものと解される。この部分は、故意でないことの立証責任が保険金請求者にあることを前提に、故意でないことの立証ができていないと判断したものであるが、自動車保険における人身傷害共済（保険）は損害てん補型であり、その場合に偶発性（非故意性）の立証責任が保険金請求者にあると解することができるかについては検討が必要である。⁽²⁵⁾

ウ [10]東京地判平成27年9月16日

(ア) 事案の概要

本件は、被保険車両が民家のコンクリート壁に衝突する

(25) 本件訴訟の被告（共済側）は人身傷害補償共済について、「普通傷害共済契約と同様、急激かつ偶然の外来の事故によってその身体に傷害を被ることが保険金請求権の発生要件として定められているから、偶発性については原告（共済金請求者 カッコ内筆者）において主張、立証する必要がある」と主張している。これは、最二小判平成13年4月20日集民202号161頁が、普通傷害保険契約の約款に基づき死亡保険金を請求する場合、保険金請求者が偶然な事故であることについて主張、立証責任を負うと判断したことに基づく主張と解される。裁判所もこの主張を採用し、偶然な事故

自損事故が発生したとして車両保険金が請求された事案である。

(イ) 判旨

「原告主張の日時頃、原告主張の場所において、原告が本件車両を運転していた際に、本件通路左側面の本件コンクリート壁に、本件車両の左前方を衝突させた事実を認めることができ」「本件保険契約の対象となる保険事故の発生が認められる。被告は、本件事故の態様が原告の供述と一致しないので、保険事故の発生については立証がされていないと主張するが、車両保険の請求者は、保険事故に該当する外形的事実を立証すれば足りるところ、本件においては、上記のとおり、運転していた者の意思の問題とは別に、外形的な本件事故の発生的事实それ自体については立証されたとみることができる」

(ウ) 検討

本判決は、「運転していた者の『意思の問題』とは別に、外形的な本件事故発生的事实それ自体」と述べているが、「運転していた者の意思」というのは、「被保険者の意思に基づく事故招致か否か」をいうものと読むのが自然と思われる。そうすると、本判決は、交通事故の外形的事実の該当性には、被保険者の意思に基づくものか否かは関係がないという立場（被保険者の意思に基づく事故であっても保険事故の外形的事実の要件は充足する）を採用したものと見え、妥当と考える（いたずらに関する裁判例 [13] の箇所で述べた通り、保険事故概念として、本質的に被保険者の意思に反することが必要となるわけではない。）。

であることを否定したものと思われる。

エ [12] 名古屋地判平成28年2月17日

(ア) 事案の概要

本件は、被保険者が被保険車両を運転して公道上を走行中に中央分離帯等に衝突する自損事故を起こしたとして車両保険金等を請求した事案である。

(イ) 判旨

「交通事故等の発生は、保険契約の成立時において発生するか否かはもとより仮に発生するとしてもその時間、場所、態様等については何ら確定しているものではなく、結果として被保険車両が損壊したという外形的事実だけでは、それが本件契約時に発生することが不確定であった事故によるものであるか否かは明らかではないといえ、保険金を請求するものにおいて、事故の生じたと主張する日時、場所において被保険車両が、いかなる経緯で損壊するに至ったかという外形的な事実関係については主張、立証すべきである」

(ウ) 検討

本判決は、保険金請求者の主張する交通事故発生の実事の立証を求めており、前述のとおり、保険金請求権発生のための要件が、保険金請求者の主張により設定されることになり不自然というべきである。また、本判決が、「結果として被保険車両が損壊したという外形的事実だけでは、それが本件契約時に発生することが不確定であった事故によるものであるか否かは明らかではない」から、保険金請求者の主張する交通事故の外形的事実の立証が必要であると判示した点には疑問がある。すなわち、損害保険契約における「偶然性」は、一般に、契約成立の当時において、その事故の発生と不発生がいずれも可能であって、しかもそのいずれとも未だ確定していないことをいうのであり、⁽²⁶⁾

この意味の偶然性は、契約成立後の事故発生であることさえ分かれば、例えそれが故意の事故招致であっても認められると解される。よって、偶然性の判断のために、保険金請求者が交通事故の外形的事実の主張立証を求められるというのは理由にはなり得ないとする。

(3) 単独事件事例に関する小括

以上、特徴的な裁判例を取り上げて概観したが、最初に紹介した裁判例14件のうち、交通事故の外形的事実として、保険金請求者が主張する日時、場所、態様での交通事故の立証を求めているのは、[1][3][6][7][12][13]の裁判例で、[2][4][5][8][9][10][11][14]の裁判例では求められていない⁽²⁷⁾。

単独事故の類型においては、前記の盗難やいたずらといった、第三者による行為が介在しないため、第三者性の主張立証を課されることによる過度な立証の負担という問題は生じない。しかし、個別の裁判例の概観の中で指摘した通り、保険金請求者が主張する日時、場所、態様での交通事故の立証を求める考え方は、その根拠が明らかでないし、過度な主張立証の負担を課していることに変わりはない。この考え方は、保険金請求者が自ら主張した事実を証明できないことをもって、その主張の信用性を否定するというものと解され、前記のいたずら事案と同様、保険事故の主張

(26) 大森・前掲注(3) 61頁, 山下・前掲注(3) 355頁, 山下友信 = 竹瀆修 = 洲崎博史 = 山本哲生・前掲注(3) 97頁

(27) 後者の裁判例は以下の事実により交通事故の発生を認定している。すなわち、[2] は車両が川に水没した事実、[4] は車両が川に水没し全損となった事実、[5] は車両が川に水没した事実、[8] は車両が電柱に衝突した事実、[9][10] は単純に車両が損傷している事実、[11][14] は車両が損傷した事実及び事故現場に事故の痕跡が存在している事実である。これらは、事故発生の原因の立証は求めておらず、車両が損傷した事実をもって保険事故の発生を認めているということができる。

立証の場面で故意の事故招致に関する判断を行っているという側面は否定できない。このような判断の背景には、第三者の行為の介在しない単独事故であっても、保険事故は本質的に偶発的であればならないという前提が存在しているものと考えられ、故意による事故招致の主張立証責任の所在を実質的に変更しているものと考えられる。

5 その他、派生的裁判例

以上、いたずら事故に関する裁判例と単独事故に関する裁判例を取り上げてきたが、以下では、上記の類型には当てはまらないものの、保険事故概念の検討をするに当たり有意と思われる裁判例を2件取り上げる。

(1) 事故態様の特定に関する事例（名古屋地判平成29年6月15日自保2002号178頁）

ア 事案の概要

本件は、被保険車両が、車両のほぼ全周に擦過傷が生じているとして保険金請求された事案である。

イ 判旨

「保険金請求者は、保険事故である『偶然な事故』の発生について、主張、立証すべき責任を負うから、自然的な経過だけでは発生しない客観的、外形的な事故が発生した事実を主張、立証する責任を負うというべきである」「原告は、本件保険契約の保険期間の開始時である平成26年12月24日午後4時から、本件損傷についての修理に着手した平成27年10月6日までの間に、春子が本件車両を運転又は月極駐車場に停車させている際に、接触、物の飛来、いたずら等その他偶然な事故が発生したと主張するが、これは保険期間中に何らかの保険事故が発生したと主張しているに過ぎないのであって、保険事故として客観的、外形的な事故が発生した事実を主張

しているものとはいえない。」

ウ 検討

本判決は、保険金請求者は、自然的な経過だけでは発生しない客観的、外形的な事故が発生した事実を主張、立証する責任を負い、保険期間中に何らかの保険事故が発生したと主張するのでは足りないとして述べているが、事故の日時、場所、態様が特定できないことは往々にして生じるのであり（例えば無人の車両に対する当て逃げ事故等）、不可能を強いるものであろう。仮に、本件の保険契約に自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手方自動車確認条件付⁽²⁸⁾）または車両危険限定補償特約（A）⁽²⁹⁾が附帯していた場合であれば、そもそも個別リスクを引き受けた保険契約として、保険事故該当性の主張立証が必要であるから、原告の「接触、物の飛来、

- (28) 自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手方自動車確認条件付）は、保険金を支払う場合として、「当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定に関わらず、被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款車両条項および基本条項に（注1）従い、保険金を支払います。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（注2）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限りです。」と規定し、補償範囲を自動車相互間の衝突または接触に限定する特約である（自動車保険の解説編集委員会・前掲注（6）316頁）。
- (29) 車両危険限定補償特約(A)は、保険金支払の対象となる損害の種類を限定列挙する特約であるが、火災、爆発、盗難、騒擾、労働争議に伴う暴力行為また破壊行為、台風、竜巻、洪水または高潮、落書または窓ガラス破損、いたずら、飛来中または落下中の他物との接触（ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除く）、その他偶然な事故（ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除く）等の走行危険以外の危険を補償の対象とする規定である（自動車保険の解説編集委員会・前掲注（6）321頁）。

いたずら等その他偶然な事故が発生した」との主張では特定が足りないとの指摘も理解できるが、そのような特約のない、オール・リスクの保険である以上、保険事故の主張としては足りているというべきである。

- (2) 運転手の特定に関する事例（名古屋地判平成29年4月28日交民50巻2号535頁）

ア 事案の概要

本件は、保険金請求者が公道上を走行中に単独事故を生じさせた事故につき、運転者限定特約が付された保険契約において、事故の運転者が誰かが争点となった事案である。

イ 判旨

「運転者限定特約は、保険者の責任を一定の場合に限定するものであるとともに、保険事故の発生確率を低減させることから契約者に保険料の減額という利益を与えるものであって、それ自身が保険契約の内容を構成するうえ、運転者が誰であるかは被保険者（保険金請求者）の側で主張立証が容易であることを勘案すると、運転者限定特約が付された保険契約の場合、当該保険事故の外形的事実のなかには、運転者がその特約で限定された者であったことが含まれるものと解するのが相当である。」

ウ 検討

本判決は、運転者限定特約が付された保険契約に関し、運転者が誰であるかは保険金請求者が主張、立証するべきと判断している。この特約は、前記の保険事故の類型を限定する特約とは異なり、対象となる保険事故には限定がないが（オール・リスク）、特定運転者及びその配偶者が運転している間に生じた事故による損害または傷害のみを補償の対象とする特約である。⁽³⁰⁾ 運転者を限定した個別リスクを引き受けた保険

契約であり、本判決も運転者限定特約は、「保険者の責任を一定の場合に限定するもの」と指摘している。運転者が誰かという事実を保険事故の外形的事実の要素とする点の妥当性は措くとして、保険者が引き受けたリスクが限定されていることを理由に保険金請求者に立証責任を課した点に意義があると思われるので、ここで取り上げることにする。

六 検討

1 緒言

さて、平成19年判決後の10年余りの下級審の流れを確認したが、冒頭で指摘したとおり、平成19年判決が盗難の外形的事実として第三者による持ち去りを要件としたことの影響を受けた下級審により、いたずら事案で第三者性の要件を要するとする考え方、単独事故事案で保険金請求者の主張する日時・場所・態様により損傷が生じた事実を主張立証すべきとする考え方が形成されており、このような考え方の背景には、意識的か無意識かに関わらず、「保険事故は本質的に偶発的でなければならない」との前提が存在しているものと考えられる。もちろん、「本質的に偶発的でなければならない」ということと立証責任の所在は切り離して考えることが可能であるが(平成19年判決も形式的には故意の立証責任は保険者に課している)、実質的には、請求原因レベルで保険金請求者に詳細な保険事故の主張立証をさせることで、故意か否かの判断を行っている疑いがある。

私見は、保険事故は本質的に偶発的である必要はないという考え

(30) 本特約は「当会社は、この特約により、保険証券記載の特定運転者およびその配偶者以外の者が被保険自動車運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。」等と規定される(自動車保険の解説編集委員会・前掲注(6)268頁)。

を前提に、オール・リスク損害保険においては保険事故を包括的に保護の対象とすることで保険の効用を高め、保険金請求者の証明の負担を軽減するという意味での証明経済 (Beweisökonomie) が重視されるべきであるから、上記のような平成19年判決には反対であり、損害説を採用するべきであると考えているが、まずその前提として、平成19年判決の射程を検討した上で、外形的事実説の具体的な問題点を確認し、損害説に対する批判、同批判の克服について検討を進める。

2 盗難に関する平成19年判決の射程

盗難に関する平成19年判決の影響を検討する前提として、同判決の射程について検討する。同判決は、いずれもオール・リスクの自動車保険における盗難事故に関する判断であり、これまで取り上げてきた車両に対するいたずら事故や単独自損事故に関する保険金請求について判断したものではない。したがって、そもそも平成19年判決はオール・リスクの自動車保険に基づく車両盗難事故に関する保険金請求にのみ及ぶとする考えも成り立たなくはない。

しかし、判旨は、被保険者の盗難が約款上他の保険事故と区別して記載されているからといって、保険事故の発生や免責事由について他の保険事故と異なる主張立証責任を定めたものと解することはできないとしている。また、平成19年4月17日判決の最判解説では、保険事故は、盗難に限らず、水没事故にしても、引っかけ傷の事故にしても、言葉の意味として被保険者の意思に基づかないという意味が含まれており、「通常どのような事実が主張、立証されれば保険事故とみられるかという問題について、請求原因のレベルでは、被保険者の意思とは切り離された外形的な事故の態様 (水没の場合には、水没そのもの、盗難の場合には、占有していた車両がその場からなくなったこと) が主張、立証されれば足りる」と述べており、平成19年判決は、盗難事故に限って外形的事実の主張立証が必要と

は理解していないようである⁽³¹⁾。

このように見てみると、少なくとも、平成19年判決の意図は、オール・リスクの自動車保険における車両盗難事案に限定するものではないと捉えることができる。

3 外形的事実説の問題点

平成19年判決の射程がオール・リスクの自動車保険における車両保険についての他の保険事故類型にも及ぶとなれば、それぞれの事故類型ごとに外形的事実の判断基準が必要となるが、現状ではオール・リスクの自動車保険における車両条項には保険事故の定義規定はなく、事故ごとに個別の判断に委ねられており、保険金請求者はいかなる事実を主張・立証すれば良いかが示されておらず、法的安定性を欠く状態となっている。そもそも、オール・リスクの自動車保険における車両保険は例示列举⁽³²⁾であり、すべてのリスクを引き受けているのであるから定義規定は不要であり、定義規定がないことによる法的な不安定状態というのは、約款作成者の意図するところではないと考えられる。この点、例えば車両危険限定特約 (A) は、特約により担保される危険が限定列举⁽³³⁾されており、保険者による各用語の定義も公表⁽³⁴⁾されているが、オール・リスクの車両保険においては、約款作成者があえて担保される危険を例示列举して、用語の定義を公表していない。この事実は、オール・リスクの車両保険においては、保険事故の該当性について解釈を施す余地がないことを示しているとみるべきと思われる。このように考えると、外形的事実説は、保険事故の外形的事実という独自の概念により、約款作成

(31) 高橋・前掲注 (12) 333頁。

(32) 山下・前掲注 (9) 520頁、東京海上火災保険(株)編・前掲注 (7) 317頁、自動車保険の解説編集委員会・前掲注 (6) 174頁。

(33) 自動車保険の解説編集委員会・前掲注 (6) 321頁。

(34) 東京海上火災保険(株)編・前掲注 (7) 320頁。

者が意図した補償の範囲を狭める効果を持つものということが出来る。そして、外形的事実説によって狭められた補償部分、すなわち、本来であれば保険事故に該当すると判断されるべき事故が保険事故に該当しないと判断されるのは、前述したように、請求原因レベルで保険金請求者に詳細な保険事故の主張立証をさせることで、実質的に故意か否かの判断を行う方法を通じて行われている可能性があるのである。これが外形的事実説の問題点であると考ええる。

このような問題点を突き詰めていくと、派生的裁判例として紹介した事故態様の特定に関する名古屋地判平成29年6月15日のような、「本件車両を運転又は月極駐車場に停車させている際に、接触、物の飛来、いたずら等その他偶然な事故が発生した」と主張するだけでは、保険事故の外形的事実を主張したとはいえない、といった判断を導くことになるのである。

上記裁判例は事故の発生の立証も事故の特定も不十分であることを問題視するもので、同様の指摘として事故は保険金請求者の管理下で生じるため、保険金請求者において事故を特定すべきであるとの見解もあるが、⁽³⁵⁾ オール・リスク損害保険である以上は、事故そのものの特定識別が必要なのではなく、損害の特定識別が必要と解すべきである。盗難事故やいたずら事故は通常は密に行われるのであり、そのような場合には特定は困難であるが、そのような立証の困難性から被保険者を解放することこそオール・リスク損害保険の趣旨とするところと考えられる。このように、外形的事実説は、

(35) 奥田隆文＝西岡繁靖・前掲注(16)60頁。なお、同論文において、事故の特定識別が必要であることの論拠として、司法研修所『増補 民事訴訟における要件事実 第一巻』(法曹会、1986)52頁が指摘されている。同書52頁には、訴訟において主張立証すべき要件事実、「他の類似の事実から識別できるように特定し、かつ、具体性をもって示さなければならない」との指摘があるが、特定識別の必要性と要証事実が何かは別問題であり、特定識別の必要故に外形的事実説が採用されるわけではない。

オール・リスク損害保険の補償の範囲を狭めるのみならず、保険金請求者に不可能な立証を課すものでありこのような結論が不当であることは明らかというべきである。

4 損害説の概要とこれに対する批判

上記の通り、外形的事実説は、本来の補償の範囲を狭めていること、実質的には被保険者の故意の判断を行っている疑いがあること、保険金請求者に過大な立証の負担を課していることから妥当でない。そこで、改めて、損害説の妥当性について検討したい。

ここでいう損害説の内容は、前述したとおり、損害の発生のみを主張立証すれば足りるという見解で、より具体的には、保険金請求者は、保険事故が生じたという事実および保険事故と損害との間の因果関係の存在について立証する必要はなく、^{(36) (37)}ただ損害が生じたことのみを立証すれば足りるとする考え方をいう。

(36) 山下・前掲注(3) 360頁, 山下・前掲注(9) 533頁。なお, 山下・前掲注(9) 547頁の注(16)では, 海上保険における担保事由についてのいわゆる包括責任主義をとる商法816条について, 航海に関する事故という限定はあるものの, 一種のオール・リスク保険に関する規定であるとされる。航海に関する事故という限定がある場合に, オール・リスク保険に該当するののかという疑問が生じるが, 「航海二関スル事故」は「海上危険」と同義であり, 損害が個々の海上危険のいずれによって発生したかは主張立証する必要がない(大江忠『要件事実商法(下)』(第一法規, 1997) 477頁。)という前提に立てば, 保険契約者を事故原因の特定という立証の困難性から解放しておりオール・リスク保険であると解される。なお, 東京控判昭和15年4月24日法律新聞4587号12頁参照。

(37) この点, 「All Risk型保険という看板がかけられている保険においても, 殆ど例外なしに, 約款の規定により, 支払条件(conditions), 免責事由(exclusions), 適用除外(exceptions), 給付制限(limitations)が制約条件として数多く加えられ, しかも, 保険の対象となる物の範囲を特約により具体的に制限列举したり, 被保険者の範囲の限定, 対象となる被保険利益の限定も行われるため, 『All Risk』とは名ばかりで, 実態として, リスク制限型の保険との違いは余り明確でないことが多い」との指摘もある(西嶋梅治「火災保険金請求訴訟と立証責任 最判平16・12・13の問題点,

損害説に対しては、約款の文理解釈上保険事故は保険金請求権の発生要件であることは否定できないとの批判⁽³⁸⁾、オール・リスク保険であったとしても、保険事故は偶然な事故、つまり、契約締結時に発生・不発生が不確定でなければならないという要件を充たす必要がありこの意味で保険事故が保険金請求権の発生要件ではないとするのは難しいとの指摘⁽³⁹⁾、保険金請求者において事故を特定して主張立証する必要がないとなれば保険者は管理外の事故に関する免責事由を主張立証しなければならず、防御が困難である（保険金請求者を過度に保護するもので、不正請求を防止できない）との批判⁽⁴⁰⁾、損害が発生したことだけを証明すればよいとすると、使用による自然の摩耗等についても保険者が免責事由を主張しなければならず不経済であるとの指摘⁽⁴¹⁾がある。

しかし、この点については、前述の通り、オール・リスクの自動車保険における車両保険は例示列举であり、すべてのリスクを引き受けているのであるから、保険事故発生の実態および保険事故と損害との間の因果関係の存在について立証する必要はない、と読むのが文理解釈の帰結になるはずである。引き受けから除外されるリスクは免責事由として別途引き受けから除外されるのであり⁽⁴²⁾、保険者

放火が火災発生の最大原因だ」損保67巻3号(2005)23頁。)

(38) 奥田隆文＝西岡繁靖・前掲注(16)60頁、豊浦伸隆「保険金請求事件における故意等の立証責任に関する最高判例の系譜 車両盗難に関する最高判平成19年4月17日判決及び同4月23日判決の位置づけについて」判タ1248号(2007)80頁、岩井泉「車両保険金請求権についての立証責任 盗難事故の場合」ジュリ1334号(2007)251頁、山本哲生「車両保険における盗難事故についての主張立証責任」損保70巻2号(2008)172頁。

(39) 山本・前掲注(38)172頁、山本哲生「判批」リマークス37号(2008)107頁。

(40) 奥田隆文＝西岡繁靖・前掲注(16)60頁。

(41) 山本到「保険事故における偶然性の立証責任」損保69巻4号(2008)66頁。

の意図がオール・リスクを担保することにある場合は、保険担保に関する約款の基本条項が担保範囲を制限することはないのである。⁽⁴³⁾

次にの不確定性の要件については、損害が発生した事実が立証されれば、不確定という意味での「偶然な事故」⁽⁴⁴⁾の立証はなされているとみることができるので、⁽⁴⁵⁾保険事故を保険金請求権の発生要件ではないと考えることも可能である。

の保険者の防御が困難となり、保険金請求者を過度に保護するもので、不正請求を防止できないとの指摘は、それ自体重要であることは間違いない。平成19年判決も、外形的事実の主張立証を通じ不正請求の抑止を想定しているものと解される。⁽⁴⁶⁾しかし、不正請求対策を理由に保険事故概念が定まるというのはオール・リスク保険の趣旨と矛盾するものであり妥当でない。不正請求対策は、不正請求の事前抑止策や、保険者が故意を立証する際の証明法理により対応すべきである。⁽⁴⁷⁾なお、保険者の管理外で発生した事故に対する防御は困難であるとの指摘については、必ずしもそうとはいえない。盗難事故やいたずら事故は通常は密に行われるのであり、保険事故の特定は保険金請求者にとっても困難であるし、証拠との距離も保険金請求者と保険者とで大きな違いはない。単独自損事故では、

(42) 山下・前掲注(9) 533頁, 534頁。

(43) 西嶋・前掲注(37) 24頁。

(44) 不確定性の要件とあわせて、保険期間内に発生した損害であることを示す意味で損害発生の時期をある程度特定する必要はあると解される。

(45) 山本・前掲注(38) 172頁。

(46) 高橋・前掲注(12) 336頁は、偽装事故に関し、「請求原因事実としての外形的事実の立証が尽くされたかどうかという点、同様に抗弁事実の立証が成功しているかどうかという点について、事実審の裁判所が適切な事実認定をすることにより、妥当な解決が図られるものと考えられる。」と述べられており、外形的事実説は不正請求対策も担わされているといえる。

(47) 例えば、証明度の引下げ、立証責任の転換、証明妨害、事案解明義務、証明責任を負わない当事者の具体的陳述義務等。

確かに保険金請求者の管理下で生じるが、保険者は損傷した車両や事故現場にアクセスできるのであり、保険者の調査能力にも照らせ⁽⁴⁸⁾ば、防御としての免責事由の主張立証は可能である。もちろん、保険金請求者に事故状況の説明を求める必要はあるが、それは、保険約款上の調査協力義務の規定に基づき説明を求めることができ、訴訟において、保険金請求者に主要事実として保険事故を特定して主張立証させる必要はない⁽⁵⁰⁾。不正請求対策は、保険事故概念により解決するのではなく、前述した約款上の調査協力義務の規定や保険者の免責事由の立証に関する証明法理により解決を図るべきである。

の使用による自然の摩耗等についても保険者が免責事由を主張しなければならず不経済であるとの指摘については、多くの事例では保険金請求者の説明内容と損傷状態の整合性の有無により自然の摩耗か外部的な事故かの判断は可能であり、保険者が免責事由として主張立証すべきとしても特段の不経済はないと解される⁽⁵¹⁾。

- (48) 保険者は、調査会社等に依頼する等してある程度の客観的事実を収集し、また、アジャスターが被保険車両を確認することで損傷状況等を把握することが可能で、これらの事実に基づいて、事故のシミュレーションや外部の鑑定人に意見を聞くことができるので、事故を分析する能力は有しているといえる。
- (49) 例えば、自動車保険の解説編集委員会・前掲注(6)224頁、第2条、等。
- (50) ただし、保険金請求者が真実を説明するとは限らないし、捜査機関のような強制的な調査ができないなかで故意を立証しなければならないことから、証明法理により保険者の防御手段を考える必要がある。なお、保険事故発生後の説明義務違反の効果として、限定的・例外的に保険者の免責を認めるべきとの指摘として、竹瀆修「保険法に規定のない義務の違反の効果 保険事故発生後の説明義務違反の効果を中心に」損保73巻2号(2011)55頁。
- (51) 自然の摩耗等は使用の過程当然発生するものなので、不確定性としての偶然な事故に該当しない、との見解もあるが(東京海上火災保険(株)編・前掲注(7)317頁)、偶然性が低いいため保険という危険分散制度は適切でなく免責事由とされていると指摘されている(山下・前掲注(3)363頁)。

以上の通り、損害説に対する批判はいずれも対処可能であり、損害説を採用するのが妥当と考える。

5 盗難事故に固有の問題について

平成19年判決が採用したとされる外形的事実説は、いたずら事故や単独事故等の類型において、保険事故の外形的事実という独自の概念により、約款作成者が意図した補償の範囲を狭め、さらに外形的事実説によって狭められた補償部分、すなわち、本来であれば保険事故に該当すると判断されるべき事故が保険事故に該当しないとの判断を、実質的に故意か否かの判断を行う方法によって行っている可能性がある。このような問題点を有する外形的事実説を採用すべきではなく、損害説を採用すべきと述べた。

オール・リスク損害保険においては、盗難事故は例示列举に過ぎず、約款上も定義規定が置かれていないため、盗難事故であったとしてもこの考え方が妥当する。損害説を前提に盗難事故に基づき保険金請求をする場合には、被保険者のもとに存在していた自動車や動産が現在は存在していないという事実を主張立証すれば足りることになる。⁽⁵²⁾

問題となるのは、盗難を個別リスクとして特定して規定する場合である。⁽⁵³⁾以下、個別リスクとしての盗難保険を念頭におきながら、平成19年判決のいう盗難の外形的事実の妥当性について検討する。

既に述べた通り、平成19年4月23日判決は、盗難の外形的事実について、「被保険者の占有に係る被保険自動車が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」及び「被保険者以外の者がそ

なお、保険法では法定の免責事由から削除され、免責事由とするかは個々の約定に委ねられており、この点からも偶然性があることは前提であると解される。

(52) 山下・前掲注(9) 544頁。

(53) 例えば、自動車保険でいえば、車両危険限定補償特約(A)等。自動車保険の解説編集委員会・前掲注(6) 321頁。

の場所から被保険自動車を持ち去ったこと」と定義している。他方、保険約款における「盗難」は、刑法上の窃盗または強盗概念と同じと考えられており⁽⁵⁴⁾、刑法235条の構成要件である「窃取」とは、「他人が占有する財物を、占有者の意思に反して自己又は第三者の占有に移転させる行為をいう」と定義される⁽⁵⁵⁾。

平成19年判決は上記盗難の定義から「占有者の意思に反して」という主観面を取り除いた客観的部分を盗難の保険事故の外形的事実としたもので、その根拠は、故意の事故招致の立証責任が保険者に分配されることによる^{(56) (57)}。

しかし、個別リスクを担保した盗難保険において、約款作成者は盗難の定義を刑法上の窃取と同義であると考えていたのであるから、保険金請求者において、「意思に反する」占有の移転であることは本質的要素であり、保険金請求権の発生要件としてこの点の主張立証が必要であるとする考え方は十分に成り立つものと解される（大阪民事実務研究会編著・前掲注（11）10頁の「請求者負担説」と同様の考え方であるため、以下、「請求者負担説」と表記することがあるが、本稿では、あくまでも個別リスクを担保した盗難保険にのみ同説が妥当するという考え方を取っている。）。

(54) 東京海上火災保険(株)編・前掲注（7）320，321頁。

(55) 山口厚『刑法各論 [第2版]』（有斐閣，2010）194頁。

(56) この点、「保険事故概念としての盗難を、約款作成者が与えた元来の意味としての『“占有者の意に反する”第三者による財物の占有の移転』ではなく、免責条項との関係でそれを修正する必要に迫られ、単に、『第三者による財物の占有の移転』と解釈している」と指摘がある。土岐孝宏「傷害保険契約における偶然性の立証責任分配に関する将来展望 法制審議会保険法部会・保険法の見直しに関する中間試案を踏まえて」損保69巻4号（2008）38頁。

(57) 学説上の事故説とは異なっていると考えられることについては前掲注（19）および当該部分の本文を参照。また、平成19年4月17日判決の最判解説に対する疑問については、前掲注（12）を参照。

平成19年判決は、盗難が保険契約者または被保険者の意思に基づいて発生したことは保険者が免責事由として主張立証すべき事項であると判示しつつも、実質的には偶発性は本質的要素であると考えているものと解されること⁽⁵⁸⁾、保険契約者は、低廉な保険料で個別リスクに限定して保険契約を締結していること、盗難概念を刑法上の窃盗と同義であると考えていた約款作成者の意図等からすれば、個別リスクを担保した盗難保険においては請求者負担説も相応の説得力を有するものと思われる。

ただし、個別リスクを担保した盗難保険における請求者負担説と外形的事実説にどれほどの違いがあるのかについては検討が必要である。

というのは、外形的事実説の「第三者による持ち去り」の要件は、逆から言えば、被保険者が移動させていないことの意味であるから、この立証を請求者に要求することは、「意思に反する持ち去り」の立証責任を保険金請求者に負担させたことと大差がなく、いずれの要件も、目撃者や防犯カメラ等の直接証拠がなければ立証するのは容易ではないからである⁽⁵⁹⁾。

これを受けて、外形的事実説を是認しつつ、第三者による持ち去りの事実を立証する必要はなく、被保険自動車の占有の喪失の事実を立証すれば足りるとの見解も示されているが、盗難の外形的事実を単なる占有の喪失と捉えることは、文理からはかなり離れてしまい、紛失や隠匿との区別もつかない⁽⁶¹⁾。

(58) 高橋・前掲注 (12) 333頁。

(59) 伊勢田・前掲注 (21) 199頁、山野・前掲注 (22) 207頁、山本哲生「保険事故の偶然性について」生命保険論集第160号 (2007) 24頁。

(60) 伊勢田・前掲注 (21) 199頁 (なお、被保険車両が特定の場所に駐車されていたことは必要とされる)、山野・前掲注 (22) 207頁、山本・前掲注 (38) 175頁。

(61) 林昭一「保険金請求訴訟における『人為性』または『非人為性』の証明

オール・リスク保険における盗難事故という前提があれば、オール・リスク保険は損害発生の原因事故の特性は問題とならないので、原因事故の特性の一つである盗難の要件に厳格に拘束されなくてもよく、オール・リスク保険において、例示された事故類型の文言に拘泥する必要はない⁽⁶²⁾と考え、紛失・隠匿との区別は不要といい得るかもしれないが、個別リスクを担保した盗難保険においては、盗難という文理、すなわち、盗難が本質的に意思に反する占有の移転である⁽⁶³⁾ということは無視できないように思われる。⁽⁶⁴⁾

私見としては、個別リスクを担保した盗難保険においては、請求者負担説を前提に、偶発性の立証方法や立証の程度を緩和する方向で検討する方が妥当ではないかと考える。⁽⁶⁵⁾

6 損害説による帰結

以上の通り、オール・リスク保険においては損害説が妥当であることを検討してきたが、最後に、いたずら、単独自損事故及び派生的裁判例として紹介した事故態様の特定ができていないとして請求棄却された事例、運転手の特定は保険事故の外形的事実の要素であるとした事例に対し、損害説を適用した場合の帰結について検討しておく。

構造に関する一考察(上)』判タ1311号(2010)59頁、山本・前掲注(38)175頁。

(62) 山野・前掲注(22)207頁。

(63) 豊浦・前掲注(38)81頁。

(64) オール・リスク保険を前提とされていると思われるが、同趣旨の指摘として、山本・前掲注(38)175、176頁。

(65) 請求者負担説を前提にすると、故意免責の規定は確認的注意の規定と解することになるが、同じ損害てん補型の保険であるのに、オール・リスク型と個別リスク型で約款の位置付けが異なる点に矛盾があるとの指摘が考えられるが私見からは個別リスクを担保した盗難に限り故意免責の規定は確認的注意の規定と読むことになる。

(1) いたずら事案について

裁判例の流れは、外形的事実説を前提に、損傷が人為的なものであること、同損傷が被保険者以外の第三者によってなされたことの要件のいずれかまたはその双方の要否が分かれている状態であるが、私見からはいずれも不要であり、保険金請求者が主張立証すべき内容は、被保険自動車に損傷が生じたこと、同損傷が保険期間内に生じたものであること、の2点ということになる。損傷が生じた詳細な日時や場所の特定も不要である。

(2) 単独自損事故事案について

前述の通り、この類型では、交通事故の外形的事実として、保険金請求者が主張する日時・場所において保険対象車両が走行ないし停止又は駐車していたこと、保険対象車両について、保険金請求者の主張するような交通事故の発生態様によって損傷が生じたこと、という事実のすべての主張立証を要するとする立場と、損傷が発生した原因（自然的経過だけでは発生しないというレベルの原因。例えば水没等。）の立証は必要とする立場、そこまでも必要とせず、単純に損傷のみの主張立証を求める立場に分かれるが、私見からは、最後の立場が妥当となる。具体的に適示すれば、前述のいたずらと同じで、被保険自動車に損傷が生じたこと、同損傷が保険期間内に生じたものであること、の2点を主張立証すれば足りる。損傷が生じた詳細な日時や場所の特定も不要である。

(3) 事故態様の特定に関する事例について

この事案（名古屋地判平成29年6月15日自保2002号178頁）の原告は、保険契約の始期から修理に着手した日までの間、被保険自動車を運転または駐車中に、接触、物の飛来、いたずら等その他偶然な事故が発生したと主張したが、裁判所は、保険期間中に何らかの保険事故が発生したと主張しているに過ぎず、保険事故

として客観的、外形的な事故が発生した事実を主張しているものとはいえないとした。

しかし、私見からは、被保険自動車に損傷が生じたこと、同損傷が保険期間内に生じたものであることの2点を主張立証すれば足りる。オール・リスクの車両保険は損傷が生じうる可能性のあるあらゆるリスクを引き受けているのであるから、仮に何らかの事故の特定が必要という立場に立ったとしても、原告の主張する内容で特定十分といえる。

(4) 運転手の特定に関する事例について

この事案は運転者限定特約が適用される保険契約における車両保険金請求であり、事故類型についてはオール・リスクであるが、被保険者の範囲については個別リスクを担保する契約である。よって、私見からは、被保険自動車に損傷が生じたこと、同損傷が保険期間内に生じたものであること、運転者が被保険者に該当すること、の3点を主張立証すれば足りる。判旨は運転手が誰かは保険事故の外形的事実に含まれるとするが、あえて、運転者が誰かを外形的事実とする必要はないと思われる。なお、運転者限定特約は免責事由として保険者が主張立証すべきではないか、との指摘も考えられるが、判旨が指摘する通り、運転者が誰かは保険金請求者において主張立証が容易であり、保険金請求者が主張立証すべきであろう。

七 おわりに

本稿は、車両盗難を理由に車両保険金が請求された事案に関する平成19年判決に対する検討を出発点として、同判決以降のオール・リスク損害保険としての自動車保険契約に関する保険金請求事案に関する下級審裁判例の傾向を分析して、現在の裁判実務における保険事故概念の解釈の問題点を明らかにすることを意図したものである。

平成19年判決が示した盗難の外形的事実という概念が、いたずら事案や単独事故事案に影響を与えていること、しかし、オール・リスク損害保険においては、保険事故を包括的に定めているのであるから、保険事故概念の解釈を行うこと自体がオール・リスク損害保険の趣旨を逸脱するものであること、よって、オール・リスク損害保険契約においては、保険金請求者は損害の発生のみを主張・立証すれば足りるとする損害説が妥当であることについては、一定の根拠を示せたのではないかと思う。

もっとも、本稿は比較法的観点に乏しく、この点において不十分といわざるを得ない。また、本稿では、損害説の妥当性を導く前提として、保険事故は本質的に偶発的である必要はない、という立場をとっているが、この点は、意識的にその理由に触れていない。というのは、保険事故は本質的に偶発的である必要があるか否かという問題は、換言すれば、故意免責の法的性質をどのように考えるかという問題であり、この問題は、先行業績および比較法の十分な検討なくして論じることができないからである。よって、この点は、後日、私見を述べたいと思う。

最後に、実務的見地からは、不正請求を容易にするという損害説に対する批判への対応が最も関心が高い部分であると思われるが、この点について本稿では保険者が故意を立証する際の証明法理により対応すべきであると提示するに留まり、具体的な証明法理を示すまでには至っていない。立証の場面における不正請求対策法理はオール・リスク損害保険契約以外の保険契約においても同様に問題となる点であり、引き続き、民事訴訟法学の知見を得ながらこの点の研究を進めたいと考えている。